

用語の解説

職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類したものをいいます。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

平成 17 年国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類（平成 9 年 12 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、10 項目の大分類、61 項目の中分類、274 項目の小分類から成っています。

なお、報告書等では、職業大分類を 4 部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。



母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供から成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供から成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

世帯の経済構成

世帯の経済構成は、一般世帯を世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により区分するために、設けられている分類で、区分は以下のとおりです。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としています。

なお、区分に当たっては、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」が含まれ、「雇用者」には「役員」が含まれています。

- I 農林漁業就業者世帯 …………… 親族の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
 - (1) 農林漁業・業主世帯 …… 世帯の主な就業者が農林漁業の業主
 - (2) 農林漁業・雇用者世帯 …… 世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯 …… 親族の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
 - (3) 農林漁業・業主混合世帯 …… 世帯の主な就業者が農林漁業の業主
 - (4) 農林漁業・雇用者混合世帯 …… 世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
 - (5) 非農林漁業・業主混合世帯 …… 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
 - (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯 …… 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者
- III 非農林漁業就業者世帯 …………… 親族の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
 - (7) 非農林漁業・業主世帯 …… 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
 - (8) 非農林漁業・雇用者世帯 …… 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
 - (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主） …… 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
 - (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者） …… 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯
- IV 非就業者世帯 …… 親族に就業者のいない世帯
- V 分類不能の世帯

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分したものをいいます。

通勤・通学者のみの世帯 …………… 世帯員の全てが通勤・通学者である世帯

その他の世帯 …………… 通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

(通勤・通学者以外の世帯員の構成)

高齢者のみ …………… 65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ …………… 65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女性のみ …………… 65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ …………… 65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

幼児のみ …………… 6歳未満の者のみ

幼児と女性のみ …………… 6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

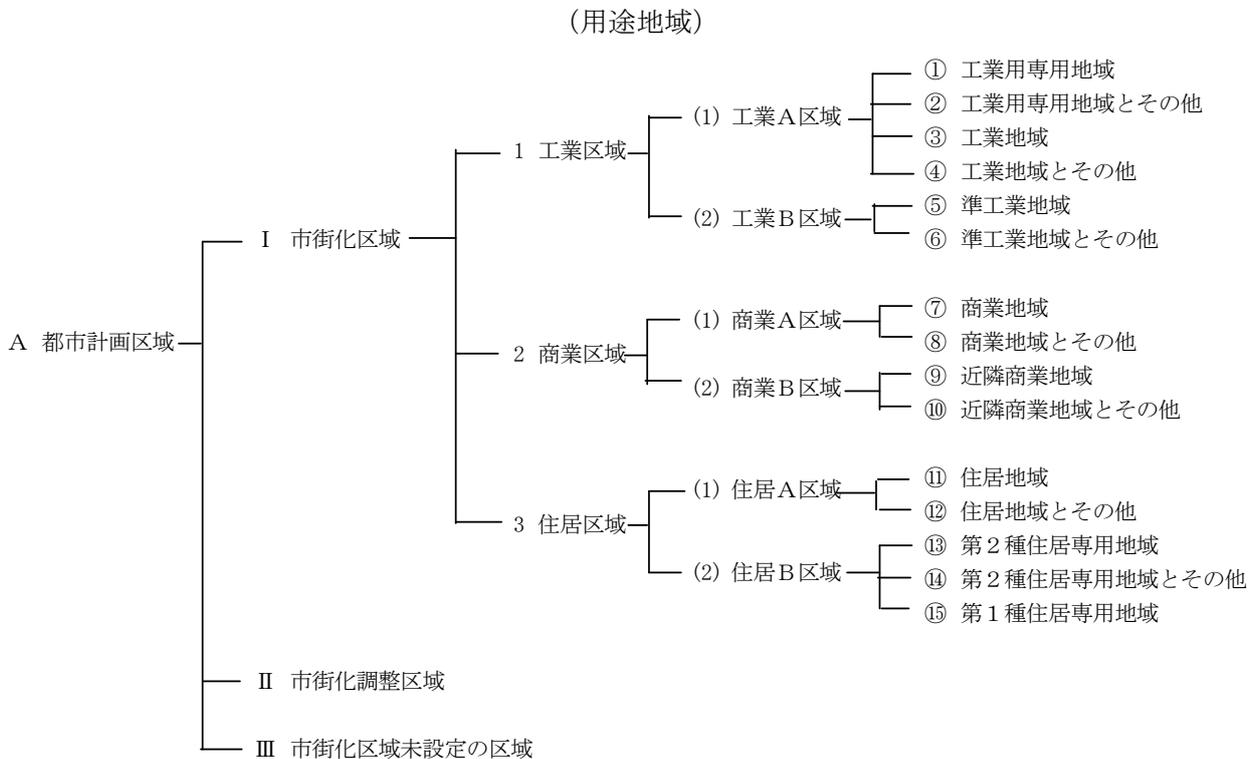
女性のみ …………… 6～64歳の女性のみ

その他 …………… 上記以外

都市計画地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で定められた区域であり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいいます。

都市計画による地域区分を基に調査区を次のとおり区分したものをいいます。



B 都市計画区域以外の区域

- * 用途地域 都市計画区域には、種々の用途の建築物が必要であるが、それが入り混じっては、各用途間に影響を及ぼすことになる。そこで都市計画区域を住居地域、商業地域、工業地域等に分けて、異なった性格の建築物相互間に悪影響が及ぶのを防止する目的で設定された地域

親子の同居

親との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる者が同一世帯内にいる場合をいいます。

子との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、子とみなせる者が同一世帯内にいる場合をいいます。